



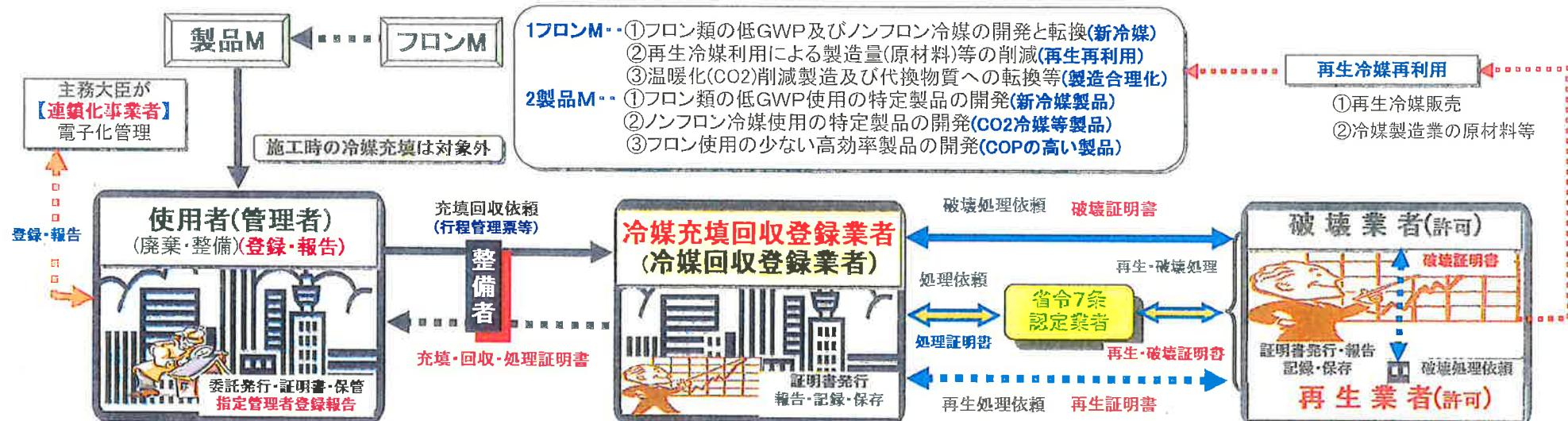
【フロン類ライフサイクル使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の概要】

業務用冷凍空調機器

【変更題名】フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

●【**使用の合理化**】とはフロン類に代替する物質で【オゾン層の破壊や地球温暖化の少ないものの製造】等、【フロン類の使用製品に使用されるフロン類の量を削減】させること等により、フロン類の使用を抑制することをいう。

●【**管理の適正化**】とは特定製品の使用等に際しての【当該フロン類の排出量の把握、充填、回収、再生、破壊その他】の行為が適正に行うことにより当該フロン類の排出の抑制を図ることをいう。



1 使用フロンの環境影響度の小さい指定製品を使用する。
 2 フロン類を使用した冷凍空調業務用製品の【使用者(管理者)】に対し主務大臣が定める【取り組むべき措置の判断基準】により具体的な事項(漏洩防止のための措置、点検、修理等に迅速に対応)が定められました。
 3 ある一定量(CO2換算3000ton)の【使用者(事業者及び連鎖化事業者)】にはフロン類漏洩量を法的管理制度を設け所轄大臣に申請・報告等電磁的管理制度の導入する。
 4 【使用者】は廃棄時や整備時(整備者)には冷媒の回収・充填作業等を【冷媒充填回収業者】に委託する。
 ● 整備時は【整備者】が管理責任を負い、結果を管理者に報告する義務を負う。
 5 冷媒充填回収行為は書面で依頼をし、その結果を【充填・回収及び処理証明書】として報告させ保管する必要がある。
 但し管理者が【情報処理C】へ登録している場合は書面による管理は不要になります。

1【**冷媒充填回収業者**】は登録が必要(冷媒充填回収等の整備は登録業者でないと作業できなくなる)。
 2【**登録業者**】は【**整備者**】から(充填・回収)作業の依頼を受けその結果【**充填証明書**】又は回収・再充填残ガスは【**回収証明書**】を発行する。
 3【**登録業者**】は【**廃棄者**】から回収作業の依頼を受け、その結果【**引取証明書**】を発行する。
 4上記いずれも処理業者へ引渡し、その結果処理証明書【**再生又は破壊証明書**】を受取保存する。
 同時にコピーを【**整備者**】又は【**廃棄者**】へ回付する。
 省令第7条認定業者は【**引取・引渡証明書**】発行する
 5【**整備者**】は(管理者)が【**情報処理C**】に登録しているかを確認し、【**登録業者**】に通知し管理する。
 6登録業者は物件毎に管理し、所轄の都道府県知事へ年度毎に報告する。再生・破壊 5年 充填・回収等3年
 7いずれも主務省令に定める基準で行う。

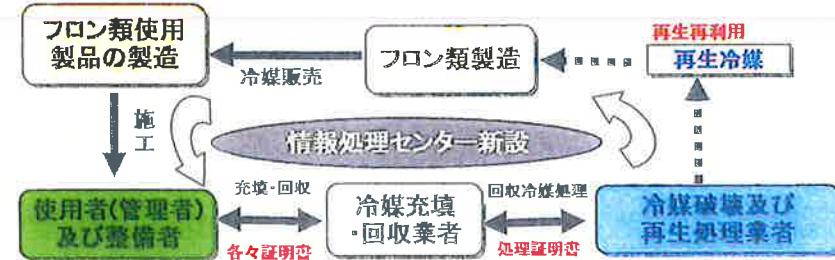
1破壊業者に加えて【**再生事業**】を新設許可制とする。
 ● フロン再生(過濾、蒸留その他の方法によりフロン類に混和している不純物の除去や品質の調整を行い、フロン類を自ら冷媒として又はその他の製品の原材料として利用するか第三者へ有償で譲渡し得る状態)を実施する。
 但し、冷媒充填回収業者が主務省令で定める基準で再生事業を行う施設等は対象外となる。
 2再生事業において発生する破壊冷媒は【**破壊業者**】に引き渡すものとする。同時に【**破壊証明書**】を貰う。
 3【**破壊・再生業者**】はフロン類充填回収登録業者へ処理証明書【**再生・破壊証明書**】発行し、管理者や整備者等に回付しなければならない。
 上記と同様に【**省令第7条認定業者**】へも渡す。
 4再生事業は主務省令で定める基準で行う。
 5許可業者は物件毎に管理し、所轄の大蔵に年度毎に報告する。
 6各証明書は5年間の保存が必要になる。

フロン法改正の概要

既にご存知の通り、【特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律】の一部が平成25年6月16日付で改正され、フロン類及びフロン類を使用した冷凍空調機器の製造(輸入を含む)から最終廃棄処理までが一貫したフロン類ライフサイクル管理システムとして改正されました。

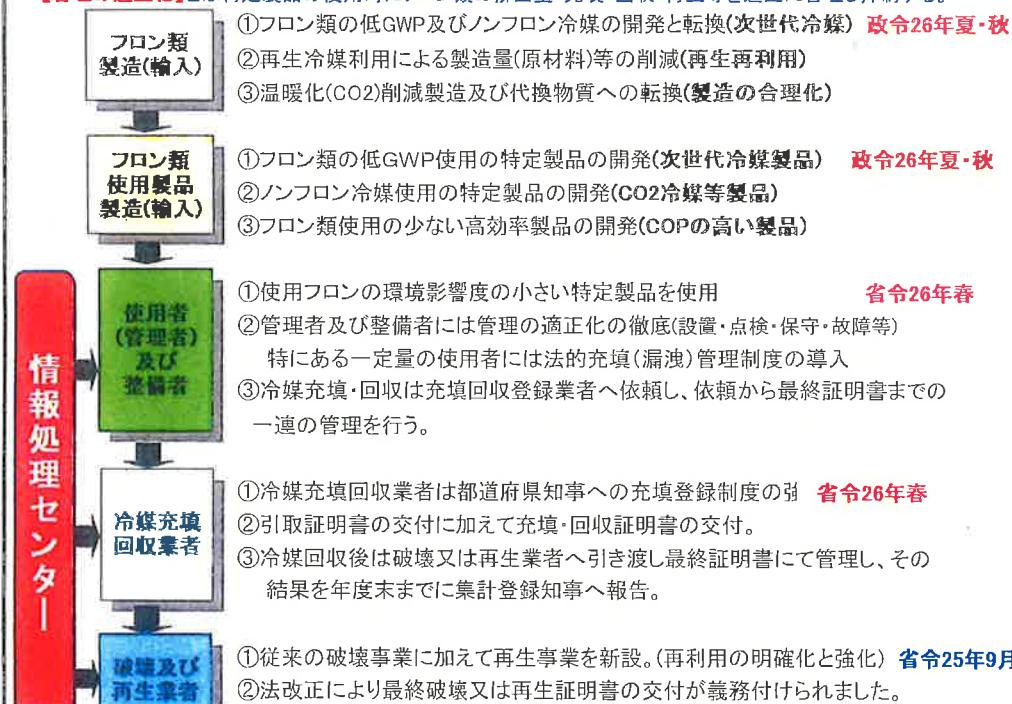
今回の改正法の概要と指針について

1.【ライフサイクル管理システムの流れ】



2.各段階での【使用的合理化及び管理の適正化】の指針(判断基準等)

【使用的合理化】とはオゾン層破壊や温暖化の少ない製品やその製品を使用した機器製造による抑制する。
【管理の適正化】とは特定製品の使用時にフロン類の排出量・充填・回収・再生等を適正に管理し抑制する。



主務大臣はその指針及び判断基準に従い、「指導・助言・勧告・命令」等を地方公共団体と共に推進し、目標達成に努力する必要がある。

フロン法改正の解説

●各段階での【使用的合理化及び管理の適正化】の指針説明(判断基準等)

1.使用者(管理者)=廃棄者又は実施者=所有者▶整備者へ

①管理者には主務大臣が定める【取り組むべき措置の判断基準】により具体的な事項(漏洩防止のための措置、点検、故障等の保守サービス対応)が定められる。特に、ある一定量の冷媒使用者には法的充填管理制度の導入(新規)

一定量とは【温対法】ではCO₂換算で300ton=410Aで85ton程度

②冷凍空調機器を廃棄する場合は使用者は【冷媒回収依頼書】(中間に業者がいる場合は冷媒回収委託確認書)を冷媒回収業者に交付する。(基準)

③冷媒回収業者から【引取証明書】を交付させ保管しなければならない。

【行程管理制度】=回収依頼書交付・引取証明書の交付を受けること。

今回の法改正により【最終処理証明書】も保管することが義務付けました。(追加)

④冷凍空調機器の整備時には冷媒回収依頼や充填作業には書面は不要であったが、今回の法改正では整備時にも法的管理が義務付けられていました。(改正)

⑤従って、整備時にも【充填・回収依頼書】を書面で交付することが必要になり、

【充填・回収証明書】の交付及び【最終処理証明書】が必要になりました。(新規)

特に整備時には【整備者】(自ら整備を行うもの)は法的責任を負い、その結果を使用者に報告義務を負う事になります。

2.冷媒充填回収登録業者(充填業者登録制度導入)

①冷媒充填回収業者は都道府県知事への登録制度の拡大。(改正)

現行の回収登録業者は継続で、充填技術者別途定める。

②引取証明書の交付に加えて充填・回収証明書の交付が義務付けられました。

③廃棄時は【引取証明書】・整備時の充填は【充填証明書】・整備時の回収・再充填時【回収証明書】のそれぞれの交付になります。(新規追加)

④冷媒回収後は破壊又は再生業者(自ら再生も含む)へ引渡す同時に【最終処理証明書】の交付させ管理する義務付けられました。(新規・追加)

⑤冷媒充填回収業者は充填・回収・引取量を整備・廃棄等に区分及び最終処理を再利用・破壊・再生業者へ引渡した台数・数量等を登録都道府県知事へ報告する。(管理内容が追加され、さらに証明書等が増加されました)

3.破壊及び再生許可業者(再生大臣許可制導入)

①従来の破壊事業に加えて再生事業を新設。(再利用の明確化と強化)(新規追加)

HFCの増加に伴う資源有効利用から再生事業強化

②法改正により最終破壊又は再生証明書の交付が義務付けられました。(新規・追加)

再生事業で発生する破壊冷媒破壊業者へ引き渡すものとする。

4.情報処理センター-使用者から最終処理業者までの情報を電子化により管理するシステム

情報処理センター

●使用者・回収業者・最終処理業者を【情報処理センター】に登録して使用状態

●【情報処理センター】の運用



●情報処理Cのサーバーを活用して情報の管理

省令26年春

再生事業進め方

再生事業の大臣許可による再生

【フロン類の再生事業の施設等の許可基準】

●再生基準はJIS規格(法的には基準を定めない)目安

1再生設備等の構造基準

- ①再生したフロン類が冷媒の【再生基準】に適合して再生され、
【基準目標】を達成できる構造であること。
- ②再生されたフロン類を大気中に放出することなく、又再生されなかつたフロン類について破壊業者へ引き渡す場合に大気中に排出することなく適切に捕集し、又大気中に排出することなく適切に引き渡す為に必要な構造を備えていること。
- ③ろ過機、蒸留装置その他のフロン類を混和している不純物を除去する為の装置、又その他のフロン類の品質を調整する為の【制御装置】を備えていること。
- ④フロン類再生装置等が使用及び管理の方法を実行するために【計測装置】を備えていること。
- ⑤再生されたフロン類の純度や混在する非凝縮ガス、蒸発残分、酸分、水分、その他の成分等について確認する為に必要な【分析機器】を備えていること。
- ⑥申請に記載された再生施設等の使用及び管理の方法を実行できる

2再生施設等の再生能力基準

- ①再生施設等の再生処理可能量が再生しようとするフロン類の受入量に係る計画に照らし合わせて妥当であること。

3フロン類再生施設等に係る使用及び管理に関する基準

- ①フロン類再生施設等の種類に応じてフロン類を大気中に排出することなく用途に応じた適切な再生をおこなうことができ、かつ再生の能力に関する基準を達成できること。
- ②施設の運転、捕集、処理、保管・計測・分析方法等
- ③再生施設等の使用及び管理についての責任者を選任させる。

再生事業 資源有効活用から 再生利用

比較ポイント

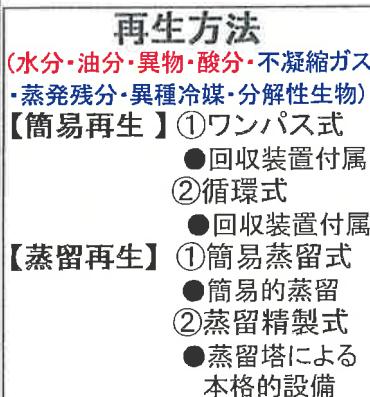
●大臣許可の再生冷媒

- ①容器に封入して販売可能
- ②原材料として販売可能

*経験及び技術的能力を有する者及び責任者の選任

●大臣許可なしの再生冷媒

- ①自社作業のみ販売可能



再生事業の許可なし再生(例外として)

- 1.自ら冷媒回収作業を行った冷媒は【再生基準】に従って回収し、【冷媒分析器】で分析し、その性状(品質)が適切に確認された場合には再生使用できる。同時に他の物件にも自社充填作業にも使用できる。
但し、①冷媒分析は自ら行うか又は第三者に委託することもできる。
②その性状の確認は「冷媒JIS規格」が自主基準になる。

2.【再生基準と設備】

- ①再生基準は法的には定めがなく【自主基準】とする。(JIS規格参考)
- ②再生装置は再生に必要な機器類が【枠内に集合】されていること。
- ③かつその装置は【可搬式】であって、その構造が供給口と排出口以外が密閉され、フロン類の【大気放出が生じない構造】であること。
- ④【フロン類の種類】に応じて適切に再生を行うことのできること。
- ⑤この再生行為は【現場又は持帰り事業所】で行うことも認めている。

- 3.この再生行為は改正法第46条に基づく引渡し義務を免れることから
本省令では改正法第8条【自治体の指導等】省令に【定める事項を確認】できるよう管理する必要がある。

【再生機能を有する冷媒回収装置】

回収作業から再生処理の流れ

